

災害廃棄物対策東北ブロック行動計画について

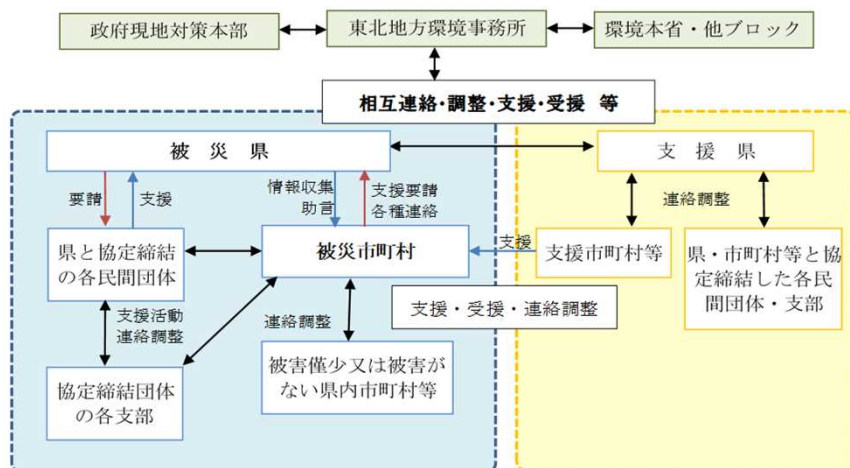
1. 行動計画の目的

- 県域を越えた広域的な連携が必要と想定される大規模災害時に廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実現するため、特に大規模災害時に、各主体が取り組むべき具体的・標準的な手順を示すもの。
- 行動計画はブロック協議会で議論及び協議を行い、合意に基づき策定。

2. 協議会の役割

- 平時には、自治体による災害廃棄物処理計画策定支援、人材育成を進め、対応力の向上を図る。
- 発災時には、東北地方環境事務所は被災県からの情報を集約し、災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けて、構成団体と連携し支援と受援の調整を行う。
- 必要に応じて、東北ブロック災害廃棄物処理支援チームを発足し、相互協力体制を構築する。
- 他ブロックとの連携(支援・受援)を必要に応じて行う。

【災害廃棄物に対応するための初動連携の基本モデル】



3. 災害想定

- ・地震、津波、風水害、大雪、広範囲の降灰を伴う火山噴火。
- ・これらの複数事象の複合型災害。
- ・原則として東北6県で発生するものを照準とする。

4. 処理方針

発災時の災害廃棄物処理の基本的な考え方を、処理方針として示す。

- 目標処理期間・・・3年以内を目標。(ただし災害規模に応じて柔軟に対応)
- 処理主体・・・処理主体は市町村であることを明記。
- 処理施設の活用・・・被災県内の処理施設を優先的に活用。地元事業者の民間施設の活用や、他市町村との連携も記載。
- 適正処理とリサイクルの推進・・・分別・選別及び再生利用の実施し再生資材の活用努力を明記。

本行動計画の特徴

- 東北ブロックでは「災害廃棄物処理行政事務の手引き」を全自治体において共有していることから、本行動計画には詳細な事項は盛り込まず、基本的な考え方と具体的行動の記述としている。
- 東北ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置について、別に定める運営マニュアルに基づき行う。
- 平時の備えとしては、協議会を中心とした人材育成の推進に重点を置くこととし、その手法についても協議する。
- 協議会は今後も定期的開催し、社会情勢の変化や処理技術の進歩に合わせて、必要な知見の共有を図ることとしており、それに伴い必要な行動計画の改訂を行うこととしている。
- 仮置場の候補地については、土地の利用状況が年々変化すること、公有地の資産流動性に鑑み、各自治体において定期的にチェックする。